

**SCB**SHINKIN  
CENTRAL  
BANKLONDON 通信  
(第4号)

(2002.4.17)



信金中央金庫

SCB  
ロンドン駐在員事務所〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1  
TEL.03-3563-7541 FAX.03-3563-

## 英国における中小企業の現状について(その1)

中小企業の現状と資金調達状況 -

### (要旨)

#### 1. 英国における中小企業政策の歴史

英国では階級社会としての歴史が長く、生産設備は資本家階級に支配されてきたため、従来は国民のなかでの起業家精神は決して高くはなかった。しかし70年代後半以降、長引く不況により増加した失業者が、雇用の受け皿として新規開業を行なうようになった。政府も失業対策の意味合いからこれを後押しし、以後英国における新規開業は毎年増加してきた。

しかし、こうして政府施策を受けて開業した新興企業も、実際にはそのほとんどが自己雇用を創出するにとどまるものが多く、業容を拡大していける競争力を有するものは必ずしも多くはなかった。そこで英国政府は90年代半ば以降、中小企業政策の重点を開業支援から競争力強化、ノウハウ習得へと移してきており、特に現トニー・ブレア労働党政権になってからは、中小企業政策がさらに明らかにならなかってきている。

#### 2. 英国における中小企業の現状

英国の中小(零細)企業は、数の面では事業全体の99.8%を占め、日本のそれとほぼ同水準となっている。しかし英国の場合には、中小企業のほとんどが個人事業者・零細企業によって占められており、また企業の平均業暦は7年、新規開業した企業の半数は3年以内に姿を消すといった、中小企業の「多産多死」といった現象がみられる。こうした英国における中小企業の多産多死傾向は、同国において新規開業が容易であるという面と、中小企業の事業拡大が難しいという両面を表している。

#### 3. 中小企業のファイナンスの現状

新規開業が容易な英国においては、開業のための費用は我が国と比べてかなり小額で済むため、自己資金のみで開業するケースも多いが、外部資金を調達する際は多くの場合銀行借入が利用される。借入形態としては、オーバードラフト(我が国の当座貸越に相当)と、タームローン(我が国の証書貸付に相当)が多く用いられており、5年を越す長期の借入も多く行われている。

なお、大手4大銀行による寡占により中小企業が大きな影響を受けていると言われている。借入にあたって上乘せされるマージンは平均1~4%、場合によっては6%を超えるケースもあり、その意味での金融アクセス面での障害が問題視されている。

## 1. 英国における中小企業政策の歴史

もともと英国では、長い歴史の中で階級社会が温存されていたため、国民の中での起業家精神は決して高くはなかった。生産設備は資本家階級に支配され、中小企業が経済に占める割合も決して大きくはなかった。

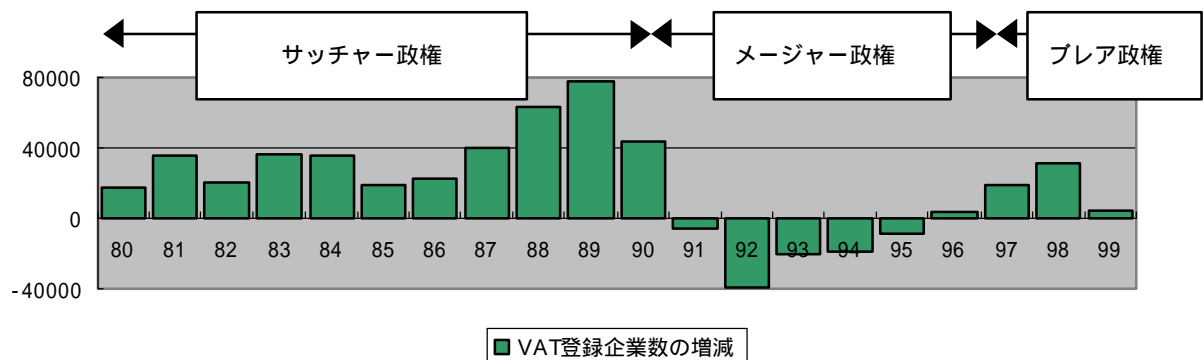
この流れに変化が生じたのが、70年代後半以降である。英国病といわれる長引く不況により失業者は大幅に増加する一方、その受け皿となるに十分な雇用は、既存の企業のなかでは生み出し得なかった。このため失業者の多くは、新規開業に新たな収入の道を見出すこととなった。これを後押ししたのが、企業開設手当制度（EAS）をはじめとした、サッチャー政権下での中小企業支援策であった。こうした失業者の増加という社会現象と政府による支援策が相まって、その後80年代末にかけて英国における中小企業の開業は次第に増加した。

### EAS: Enterprise Allowance

失業対策の目的から、失業者が独立開業を行なうにあたり、政府が一律に資金贈与を行う制度として創設された。同制度はその後 Business Start-up Scheme に受け継がれ、支給対象は失業者に限定されなくなっているが、受給者は年間数万人に上り、現在でもなお重要な制度である。

しかし、この時代に設立された中小企業は、とりえず政府資金を手にしたことで自己雇用を賄うだけの事業はできても、その後の業容の拡大にまでは手が回らないのが実態であった。そして90年代初頭に入ると英国の景気は後退し、特段の競争力を有しない多くの中小企業が廃業に追い込まれることとなったため、国内の中小企業数は急激に減少することとなった。

図表1 英国におけるVAT登録企業数の増減



(出所) SMALL BUSINESS SERVICE (Research Unit)

(注) 1: VAT (付加価値税) は、日本の消費税に相当。VAT 登録企業数は、英国において開廃業動向の把握に多く用いられる指標であり、税務当局に登録した事業者数の推移を80年代からおってみると、80年代には登録企業数は一貫して増加傾向を辿ったが、91年には一転減少している。

2: 増減数は、毎年末における、VAT 登録企業数を前年末の登録企業数と比較したもの

このため、90年代半ば以降の英国政府による中小企業政策の重心は、開業振興から競争力強化にシフトすることとなった。具体的には、それまでに行われてきた資金面での支援に加えて、中小企業に対する経営ノウハウの提供や、職業訓練の実施といったソフト面での支援策も積極的に行われるようになった。90年代半ばからの経済の安定成長も寄与して、英国における中小企業の数 は 97～98 年にかけて再び増加している。

特に、97年にトニー・ブレア労働党政権が発足してからは、同国の中小企業政策は一層明らかになってきている。2000年には、それまで各省庁や施策機関が独自に行なってきた施策を一元的に掌握する中小企業の統括部門として、「SBS(スモール・ビジネス・サービス)」が貿易産業省(DTI:Department of Trade and Industry)内に設けられた。続いて翌2001年には、「Think Small First(まず中小企業のことを考えよ)」と銘打った中小企業支援策がSBSにより発表され、政府による政策形成にあたって、中小企業が念頭に置かれるよう提言された。同政策のなかでは、今後英国は2005年までに「世界で最も新規起業と育成に適した国」とすることを旨すと述べられている。

こうした諸政策の実施により、すでに英国は先進国の中でも比較的新規起業を行いやすい国の一つに生まれ変わっている。下記の図表2は、OECDが作成した新規開業に要する手続、時間、コストの各国比較であるが、この報告によると英国における新規開業に対するハードルは、いずれの面をとっても低い部類に属することがわかる。

図表2 新規起業にかかる法律手続、期間、手続費用等の各国比較

	法律手続数	期間(週)	手続費用(単位:ユーロ)	円貨(単位:万円)
スペイン	7	24	330	3.6
オーストラリア	1	1	340	3.7
<b>英国</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>420</b>	<b>4.6</b>
米国	1	1	500	5.5
オランダ	2	12	1,000	11.0
スウェーデン	3	3	1,130	12.4
ドイツ	6	16	1,400	15.4
イタリア	18	10	2,200	24.2
フランス	10	6	3,400	37.4
日本	6	3	4,000	44.0

(出所) OECD SME Outlook 2000

(注) 1: 円貨額は、1ユーロ=110円にて算出

2: 「手続費用」は開業に要する商業登記等の費用に弁護士費用などを加えたものであり、実際の事業に要する費用は含まない。

ロンドン通信では、こうした英国の中小企業の現状につき今後数回にわたってレポ

ートを試みたい。特に今回は、同国における中小企業の現状と資金調達状況について、我が国の中小企業の現状と比較してみたい。

## 2. 中小企業の定義について

### (1) 我が国における中小企業の定義

本稿を進めるにあたって、まずは我が国と英国のそれぞれにおいて用いられる「中小企業」の定義について確認しておく必要がある。

我が国において一般的に用いられている中小企業の定義は、中小企業基本法の定めに基づき、以下の基準が適用されるのが一般的である。

図表3 我が国における中小企業の定義

	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 または従業員50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 または従業員100人以下

### (2) 英国における中小企業の定義

イ. 上記(1)の日本における定義に対し、英国で「中小企業<sup>1</sup>」(SME: Small and Medium Entities)といった場合には、いくつかの定義が用いられている。従来最も多く使われてきたのが、貿易産業省(DTI)が統計上の基準として採用しているもので、以下のとおり企業を従業員数のみにより分類するものである。

- マイクロ企業：従業員数0～9人
- 小企業：従業員数0～49人(マイクロ企業も含める)
- 中企業：従業員数50～249人
- 大企業：従業員数250人以上

ロ. またこれとは別に、85年会社法(The Companies Act 1985)の第248条に定められる定義があり、以下の条件により中・小企業がそれぞれ定められている。

<中(medium)企業の条件>

以下の三条件のうち少なくとも二つを充足すること。

売上高が1,120万ポンド(約20億円)に満たないこと。

<sup>1</sup> 英国で中小事業者を指す場合には、我が国における一般的な呼び名である「中小企業」を直訳した“Small and Medium Companies”よりも、個人事業者をも含めた概念であるSME (Small and Medium Entities)が用いられることが多いが、SMEにあてはまる適切な邦訳がないため、本稿では個人事業者を含めて「中小企業」と総称することとする。

総資産が 560 万ポンド（約 10 億円）に満たないこと。  
 従業員数が 250 人に満たないこと。  
 <小(small)企業の条件>  
 下記の三条件のうち少なくとも二つを充足すること。  
 売上高が 280 万ポンド（約 5 億円）に満たないこと。  
 総資産が 140 万ポンド（約 2.5 億円）に満たないこと。  
 従業員数が 50 人に満たないこと。

八．一方、欧州委員会では 96 年 2 月、域内における中小企業の定義を統一し、各国に対し 97 年 12 月以降については、この定義の採用を勧奨している。英国においても、近年の統計ではこの定義を採用しているものが増えている。

図表 4 欧州委員会における中小企業の定義

	マイクロ企業	小企業	中企業
従業員数の上限	9 名	49 名	249 名
売上高の上限	N/A	700 万ユーロ (約 7 億円)	4000 万ユーロ (約 40 億円)
資産規模の上限	N/A	500 万ユーロ (約 5 億円)	2700 万ユーロ (約 27 億円)
当該条件に該当しない株主が保有しうる上限	N/A	25%	25%

英国においてはこれまでの統計の多くが、上記イ．の基準で行われてきたため、以下の記述では特に記載のない限りイ．の基準によるものとする。我が国では、従業員数に加えて資本金面での基準があるうえ、基準が業種によって異なることから一概に比較はできないが、こういった相違点があることを念頭において稿を進めることとしたい。

また英国では、個人事業者を中小企業に含めて統計をとっているため、これと比較する場合には日本のデータも極力個人事業者を含む数値とする。

### 3．英国における中小企業の状況

#### (1) 中小企業の現状と日本との比較

英国における中小企業数は現在約 371 万 5 千社といわれ、国内全企業の 99.8% を占めている。また雇用の面でも民間部門の 55.1% を占め、約 1,200 万人の雇用を担っている。また中小企業の売上高合計は 1 兆ポンド（約 180 兆円）にのぼり、国内全産業の 51.1% を占めている。

図表5 英国の産業において中小企業が占める比率

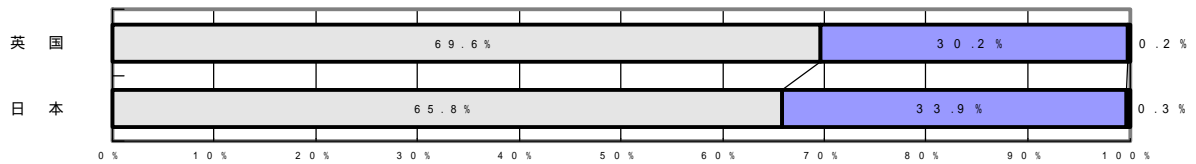
	個人事業者	マイクロ (職員9人以下)	小企業 (職員10~49人)	中企業 (職員50~249人)	中企業計	大企業 (職員250人以上)	合計
企業数	2,591,775	944,775	154,230	25,085	3,715,865	6,745	3,722,610
	69.6%	25.4%	4.3%	0.6%	99.8%	0.2%	100.0%
就業者数 (千人)	2,996	3,697	2,956	2,536	12,186	9,946	22,132
	13.5%	16.7%	13.8%	11.5%	55.4%	44.6%	100.0%
売上高 (百万ポンド)	151,412	313,365	291,830	282,953	1,039,559	994,169	2,033,728
	7.4%	15.4%	14.4%	13.9%	51.1%	48.8%	100.0%

(出所) SME Statistics for the UK 2000

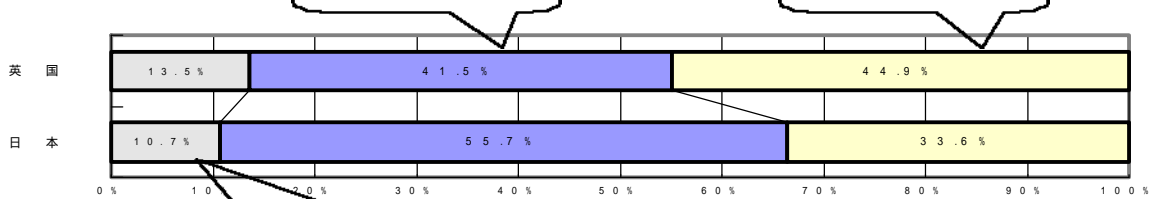
一方、日本の中小企業も、国内全企業数の99.7%を占め、雇用者数で見ても72.7%を占めるなど、同様に産業の主要な部分を担っていることがわかるが、両社を比較して明らかなのは、日本と比較すると英国の方がより小規模な個人事業者の比率が高いことである。この理由として大きいのは、すでに述べたように英国では80年代以降、雇用対策としての起業支援を背景に、特段の専門性を有しない極めて小規模な個人起業が盛んになったためといえよう。その一方で我が国の場合は、中小企業が歴史的にも大企業の下請けなどのかたちで、ある程度の専門性を有して小規模ながらも雇用を創造しつつ、産業経済の重要な部分を占めてきたためと考えられる。

図表6 中小企業の日英比較（個人事業者を含めた比較）

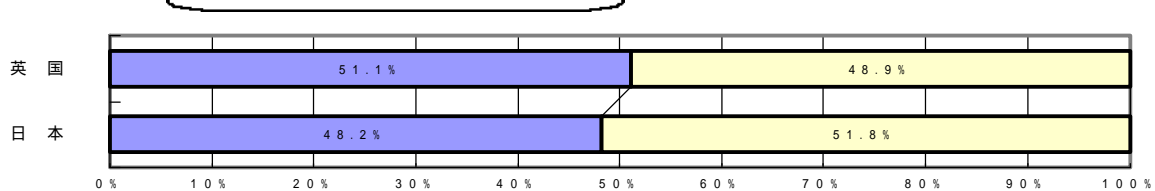
企業数



就業者数



売上高



(出所) 英国の統計は「SME Statistics for the UK 2000」、日本の統計は「中小企業白書2001年版」および「財務省 法人企業統計年報」

(注) 売上高については、個人事業者のデータが得られなかつたため、上記グラフには表示していない。



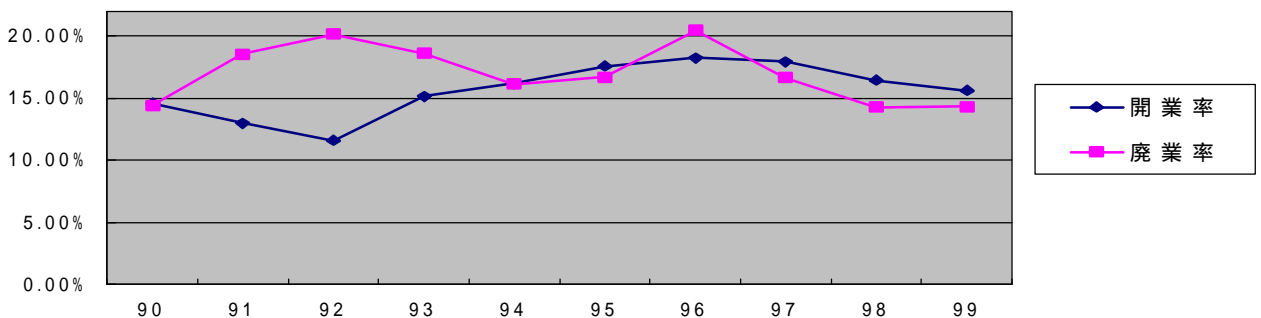
(2) 新規開業の多い英国

英国において、中小企業（特に零細規模）の創業は多いものの成長性に乏しいことを示すものとして、開業・廃業数の多さと既存企業の平均業暦の短さがあげられる。

前掲のVAT登録企業数の増減（図表1参照）によると、政府による創業支援が導入された80年代以降、90年代初頭の景気後退期を除けば、VAT登録企業数は概して漸増傾向で推移しているといえる。

しかし、毎年極めて多くの数の企業が開業しては廃業しているのが実際である。バークレーズ銀行によると、99年には総企業数の14.3%に相当する企業が年間に廃業しているとの統計がある。同時に全体の15.6%に相当する企業が新たに開業しており、企業の新陳代謝は極めて激しいといえる。

図表7 企業の開業率・廃業率の推移



(出所) バークレーズ銀行 Small Business Bulletin Dec.2000

(注) バークレーズ銀行資料に基づくものであるため、図表1のVAT登録企業の推移とは必ずしも一致しない。

図表8 VAT登録企業で見た事業継続率

	事業継続率
0 - 6ヶ月	92.2%
6ヶ月 - 1年	81.7%
1年 - 1年半	71.1%
1年半 - 2年	63.1%
2年 - 2年半	56.2%
2年半 - 3年	50.4%
3年 - 3年半	45.5%
3年半 - 4年	41.9%

(出所) Quarterly Report on Small Business Statistics

また英国においては、特に業暦の若い中小企業が多い点も特徴的であり、企業の平均業暦は約7年である。またVAT登録企業で見た数字でも、開業後3年で半数は当該事業を廃業していることがわかる（廃業率は平均約14%）。これに対して日本における企業の廃業率<sup>2</sup>は過去24年間の平均で年間約4%であり、日本の中小企業が開業後も長期にわたり事業を継続していることがわかる。

<sup>2</sup> 総務省統計局「事業所・企業統計調査」の「非一次産業の開廃業率」より加工

平成8年～10年の期間では、景気低迷を反映して廃業率は5.6%に上昇しているが、それでもなお英国の廃業率よりは低い水準にある。

これらの数字を総合すると、英国の中小企業は「多死多産型」であり、日本の中小企業と逆の性格を有していることがうかがえる。

#### 4. 中小企業の資金調達の現状（銀行借入を中心に）

##### (1) 中小企業の資金調達の現状

我が国の中小企業の平均的な開業費用は、国民生活金融公庫総合研究所の調査によると、2000年時点で1,537万円とされており、このうち不動産を購入した企業の平均的な開業費用は3,579万円、不動産を購入しなかった企業の開業費用は1,235万円となっている。これに対して、英国における平均的な開業費用は£17,680.00（約300万円に相当）とされており、日本の場合と極めて大きな違いを見せている<sup>3</sup>。

両国において、開業費用にこれだけの大きな差異が生じている理由は、前述のとおり英国においては手続面でも開業が容易であること、政府による各種支援策が採られていることと無関係ではないであろう。低コストで開業できることから、有効なビジネスモデルを有する個人が複数の事業を開業するケースも少なくないという。また開業コストが少なくて済むことから、外部資本への依存度も低くて良いこととなる。新規開業の60%はオーナーの自己資金のみで行われているとの統計もある<sup>4</sup>。

この点について、SBSが出している以下の資料が興味深い。前掲のとおり、英国では廃業率が年間10%以上ときわめて高いものの、そのうち破産等のかたちで法的整理に至るケースは廃業数全体の割に過ぎないというものである。残りの九割には事業譲渡なども含まれようが、借入も無く自主的に廃業しているケースがかなりの部分を占めるものと考えられる。一度事業に失敗するとオーナーも個人破産を余儀なくされ、新たなビジネスの展開が難しくなることが多い我が国の場合とは、大きな違いがあるといえよう。

図表9 英国における廃業数と破産件数の比較 (単位：千件)

	1997	1998	1999	2000
企業数	3,708	3,658	3,677	3,723
廃業数	443	389	382	393
破産件数	36	39	43	41

(出所)Small Business Service 2001; Dun & Bradstreet 2001

上記のとおり、英国では中小企業の多くが自己資金により開業資金を賅っているが、その一方で自己資金のみで十分な資金が賅えない場合などは、外部資本の調達が必要と

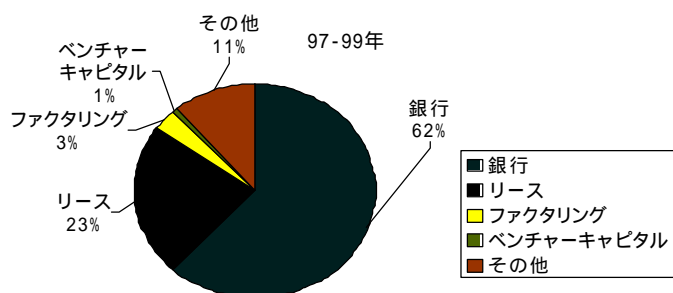
<sup>3</sup> BBA (British Banker's Association) ホームページ (Raising Finance) より

<sup>4</sup> BBA (British Banker's Association) ホームページ (Your own funds, and funds from family members) より



なる。英国の中小企業による外部資金調達の形態で最大のものはやはり銀行借入であり、外部資金調達の62%を占めている。これに次ぐものとしてリース、ファクタリング、そしてベンチャーキャピタルなどがある。

図表 10 英国中小企業の外部資金調達状況



(出所)BOE Quarterly Report on Small Business Statistics  
January 2001

以下では銀行借入を中心に、英国の中小企業における金融の現状をみていきたい。

### (2) 銀行借入の種類

英国における銀行借入は、大きく分けて運転資金借入を賄うためのオーバードラフト（日本の当座貸越に類似）と、設備資金等を賄うタームローン（日本の証書貸付に類似）が中心となっている。

オーバードラフトは、短期資金の融通に簡便な方法である一方、アンコミット・ファシリティの場合には銀行側から利用を拒絶される可能性もある。一方、コミットメント・ファシリティの場合は、基本的には銀行は借主からの利用請求に応じる義務がある反面、借主は銀行に対して維持手数料（コミットメントフィー）を支払わなくてはならない。

タームローンは、証書貸付などの形態で借主側に期限の利益を与える貸出であり、長期貸付に多く利用される。日本における場合と異なり、貸出ごとに財務維持や担保提供制限などの条件（コベナンツ）が契約に盛り込まれることが多い。

いずれの場合も、借主は銀行に対して利用額（借入額）に応じた金利を支払うほか、各種手数料を支払うこともある。

### (3) 銀行借入の現状

2001年10月のバンク・オブ・イングランド小企業統計(Quarterly Report on Small Business Statistics Oct.2001)によると、英国内における小企業向け貸出<sup>5</sup>の総額は401億ポンド（約7.6兆円：1ポンド=190円で換算）となっている。ここ10年間のトレンドで見ると、小企業向け貸出に占めるタームローン（長期貸出）の比率の増加傾向が顕著であり、特に2001年6月までの18ヶ月間でのタームローンの増加額は54億ポンド

<sup>5</sup> 「中小企業」に関する統計は手元では見当たらないため、英国銀行協会とバンク・オブ・イングランドが四半期毎に作成している「小企業」統計をもって、外部資金調達の状況に関するデータに代用することとした。

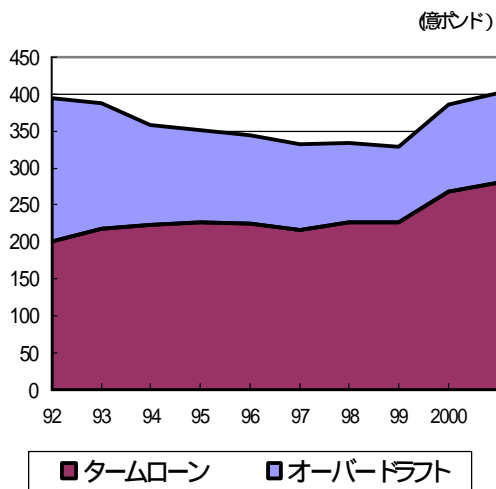
(約1兆円)にのぼっている。一方、オーバードラフト(短期貸出)は90年代に入ってから漸減傾向を示してきたが、2000年以降は国内の好調な景気を反映して増加傾向を示している。

図表 11 小企業向け貸出・預金の推移 (単位: 億ポンド)

	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6
オーバードラフト	109	103	112	118	121
タームローン	217	226	240	268	280
貸出合計	326	329	353	386	401
預金	347	356	367	412	428

(出所) Quarterly Report on Small Business Statistics Oct.2001

図表 12 小企業向け貸出の内訳



またタームローンにおける貸出期間については、ここ数年で大きな変化はないものの、英国の場合、貸出期間5年以上という中小企業向けとしてはかなり長期に属する貸出が、安定して長期貸出全体の6割以上を占めている点が特徴的である。この数字は、EU域内の平均では、貸付期間5年以上の貸出が全体の39%に過ぎないことと比較すると、かなり高い数字であるといえる。

図表 13 小企業向けタームローンにおける貸出期間の比率

	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6
3年未満	25%	25%	26%	25%	27%	26%
3年以上5年未満	13%	14%	14%	14%	14%	15%
5年以上10年未満	30%	29%	29%	28%	29%	27%
10年以上	32%	31%	32%	32%	30%	32%

(出所) 図表 10、11 ともに Quarterly Report on Small Business Statistics Oct.2001

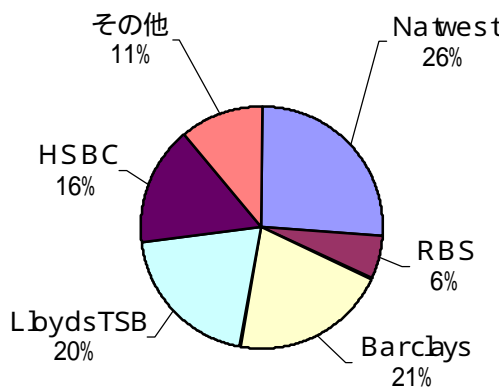
#### (4) クルックシャンク・レポート

上記(3)のような小企業と金融機関の取引状況をみると、英国内においては小企業が銀行から借入を行なうにあたって、特段の問題は無いようにも見受けられる。しかし、現実には必ずしもそうではない。

蔵相の諮問機関として設立されたクルックシャンク委員会により、2000年3月に出さ

れた「英国銀行の競争に関するレポート（いわゆるクルックシャンク・レポート）」によると、英国内では銀行ビジネスが大手銀行4行（HSBC銀行、RBSナットウェスト銀行、バークレーズ銀行、ロイズTSB銀行）による寡占状況のため、金利などの貸出条件面で有効な競争がはたらいっていないとの報告がなされている。

図表 14 英国内の貸出に占める各金融機関のシェア(1999 年末時点)



(出所)クルックシャンク・レポート  
RBSとNatwestは合併前のため、別々にシェアを記載してある。

同レポートでは、特に不利益を被っているのは中小企業であるとしており、寡占による消費者の負担は年間約40～60億ポンドとしたうえで、そのうちの半分以上に相当する20～35億ポンドは中小企業が負わされていると推計し

ている（この金額のうち、貸出取引による不利益を仮に半分（10～18億ポンド）として、前掲の小企業向け貸出金額で除すると、貸出にあたって余分に上乗せされているマージンは概ね2.3%～4.2%という概算になる）。同レポートのなかでも、「英国の銀行が貸出によって得ているマージンは、ほとんどの場合は1～4%であり、6%以上のマージンを乗せられているケースも存在している」との記載がある。また同レポートでは、特に英国内の銀行のなかでも大手銀行ほど、中小企業に対して高いマージンと担保を要求するとの調査結果が出ている。

その反面で、同レポートによると、中小企業が銀行に借入を申し込んだ場合に拒絶される率（rejection rate）は全体の5%と、さほど高くはない数字になっている。また拒絶理由を特にタームローンに限ってしてみると、全体の40%は「事業計画の妥当性の低さ」または「既存借入負担の大きさ」であり、残り60%は「担保不足」、「実績不足」を理由とした拒絶とされている。

これらの結果を見る限り、英国の大手銀行は中小企業向け取引については決して消極的ではない姿勢が見られる。しかし実際の取引にあたっては（特に貸出取引にあつては）、極めて高水準のマージンが要求されることとなり、その意味での金融アクセスの困難が認められると判断せざるを得ない。

## 5 . 次号に続く

以上みてきたとおり、英国では政府による各種政策の結果、新規起業の手続などは

比較的容易になってきており、各国と比較しても「企業を興しやすい国」の一つとなっている。しかしその反面で、そういった振興中小企業が業容を拡大し、また収益の蓄積を図っていくのはまだ決して容易ではない状況がうかがえた。新興企業の多くは比較的短い期間で廃業しており、順調に事業を拡大しているケースは必ずしも多くはないようである。

今回の調査の中で、その問題の一つとして金融アクセスの困難さがあることがうかがえた。クルックシャンク・レポートにもあるとおり、英国では銀行の寡占状態のため中小企業は銀行取引において多額の不利益を被っているとされている。

しかし、同レポートの影響もあってか、本年 2001 年に入って英国競争委員会は、ロイズ T S B 銀行とアビー・ナショナル銀行の合併を認めない決定を下した。この結果、英国においては、当面はこれ以上の銀行業界の寡占は進まないものと考えられる。ただし中小企業における金融アクセスの問題が今後改善するかどうかは、現段階での判断は難しいといわざるを得ない。

こういった英国の状況とは反対に、我が国においては金融機関が過当競争の状況にあり、国内の金融機関はいずれも貸出取引においてはリスク対比で十分なマージンが確保できておらず、その裏返しとして多くの中小企業は恩恵を被っているという事実は否定できないであろう。

次回以降は、中小企業における金融アクセスの問題についてさらに深く調査を進めるとともに、英国における中小企業政策の動向についてもレポートしていきたいと考えている。

以上

(ロンドン駐在員事務所 吉田 裕)

本レポートは、経営判断の参考となる情報提供のみを目的としたものです。施策導入等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データなどに基づいてこの資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。  
なお、本レポートのうち意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

ご意見をお聞かせください。

信金中央金庫 総合研究所 行

今回の「LONDON通信」について No.4	
今後、「LONDON通信」で取り上げてもらいたいテーマ	
信金中央金庫総合研究所に対するご要望	
貴金庫(社)名	ご芳名
ご担当部署・役職名	年 月 日
ご住所	

ありがとうございました。信金中央金庫担当者にお渡しいただくか、総合研究所宛ご送付ください。  
(〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1)  
(E-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp)  
(FAX: 03-3563-7551)